

令和4年9月13日

事業概要説明会の説明内容

令和4年11月14日（月）実施の福島町説明会

1 事業者のご案内

- (1) 商号 株式会社 北山商事（きたやましょうじ）
- (2) 本店 長野市大字赤沼767-1
- (3) 代表取締役 北山 聡明
- (4) 設立 平成22年4月22日
- (5) 事業内容

ア 当社のモットーは、「環境に優しく、社会の発展に役立つ企業へ」です。
当社は、社会の発展に役立つ企業として、金属スクラップ、
プラスチック、古紙、古着等のスクラップ資源を、海外の優良な
リサイクルラーに提供し、世界的な資源循環型社会システムを
構築していくことを進めています。

イ 事業の技術力の担保として以下の許認可を受けています。

建設業許可・古物商・金属くず商・産業廃棄物収集運搬許可
環境140001・環境ISO9001の認証を取得
長野県SDGs認証

- (6) 須坂市井上の第三工場は、平成29年よりお世話になっています。
産業廃棄物収集運搬業（積替保管有）・建設業・古物商・金属くず商の許認可を
取得し営業を行っています。

2 説明会の目的

- (1) 長野県では、地域の実情に即した、廃棄物処理施設の設置及び運営が図られる
ように、「条例」が制定させています。「条例」では、地域住民等に、「法」に
基づく許可申請に先立って事業者の事業計画について説明をすることを求めて
います。
- (2) 説明会の意義
 - ①事業者と地元住民とが、開かれた場において事業計画等について十分に
話し合う機会をもつこと（ご質問は当社へお寄せ下さい）
 - ②地域住民等が知事に生活体験に基づく生活環境保全上の意見を提出できる
機会を設けること（意見書は当社へお寄せ下さい）

「条例」とは、「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」をいいます。
「法」とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」をいいます。

3 説明会でご説明する事業計画の内容

(1) 事業予定地

須坂市大字井上728-1 (地図)

都市計画法第8条に規定する「工業地域」に指定されています

(2) 申請する許可の内容

ア 産業廃棄物の処分業 (中間処分)

イ 廃棄物の処理施設の種類 圧縮・梱包

ウ 廃棄物の処理施設の処理能力

事業計画概要書別紙1

(3) 処理機械の設置場所及び処理工程

ア 機械は建物の中に設置します

イ 処理工程表

4 ご質問及び意見書の提出場所及び期限

(1) 提出場所 郵便 〒381-0001 長野市大字赤沼767-1

電話 026-296-5516

FAX 026-266-0633

メール akira.kitayama.s@gmail.com

(2) 提出期限 令和4年11月28日 (月)

添付資料

- 1 地図
- 2 事業計画概要書 添付資料 別紙1
- 3 事業計画概要書 添付資料 処理工程表
- 4 機械のカタログ